平成２１年（フ）第５７号
愛媛県喜多郡内子町知清433番地２
債務者　矢野　淳一
1　決定年月日時　平成21年12月16日午後１時20分
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　奥島　直道
4　財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成22年４月23日午後１時10分
5　免責意見申述期間　平成22年４月９日まで
松山地方裁判所大洲支部

平成２１年（フ）第３５１９号
愛知県春日井市追進町３丁目１番地４
債務者　後藤　泰彦
1　決定年月日時　平成21年12月17日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　今枝　隆久
4　財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成22年２月９日午前10時55分
5　免責意見申述期間　平成22年２月２日まで
名古屋地方裁判所民事第２部

破産手続開始・破産手続廃止及び免責許可申立てに関する意見申述期間

平成２１年（フ）第５０７号
埼玉県春日部市上蛭田408番地３　県営豊春団地３―101
債務者　矢島　　剛
1　決定年月日時　平成21年12月15日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年２月８日まで
さいたま地方裁判所越谷支部破産係

平成２１年（フ）第８２９号
愛知県岡崎市細川町字上大針55番地142
債務者　岩瀬　茂章
1　決定年月日時　平成21年12月15日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年２月８日まで
名古屋地方裁判所岡崎支部破産係

平成２１年（フ）第４１０号
岡山県井原市高屋町896番地１
債務者　武田　充弘
1　決定年月日時　平成21年12月16日午前11時30分
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年２月８日まで
岡山地方裁判所倉敷支部破産係

平成２１年（フ）第５１号
宮城県登米市中田町石森字加賀野１丁目10番地５ドリームハイツＡ―101号室
債務者　岩淵　知恵
1　決定年月日時　平成21年12月15日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年２月９日まで
仙台地方裁判所登米支部

平成２１年（フ）第４６４号
群馬県甘楽郡下仁田町大字宮室148番地１
債務者　小山　　哮
1　決定年月日時　平成21年12月15日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年２月９日まで
前橋地方裁判所高崎支部

平成２１年（フ）第４７２号
群馬県安中市安中１丁目１番28号
債務者　吉田　とも
1　決定年月日時　平成21年12月15日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年２月９日まで
前橋地方裁判所高崎支部

平成２１年（フ）第５７８号
新潟県新潟市南区親和町３番11号　北陸ハイツ301
債務者　小林　芳明
1　決定年月日時　平成21年12月15日午後１時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年２月９日まで
新潟地方裁判所民事部

平成２１年（フ）第１１８号
新潟県上越市住吉町２番９号
債務者　矢島　徹也（旧姓前﨑）
1　決定年月日時　平成21年12月15日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年２月９日まで
新潟地方裁判所高田支部

平成２１年（フ）第３１４号
愛知県稲沢市井之口大坪町79番地　井之口団地３―207
債務者　縄田　孝光
1　決定年月日時　平成21年12月15日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年２月９日まで
名古屋地方裁判所一宮支部

平成２１年（フ）第３１５号
愛知県稲沢市井之口大坪町79番地　井之口団地３―207
債務者　縄田　静雄
1　決定年月日時　平成21年12月15日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年２月９日まで
名古屋地方裁判所一宮支部

平成２１年（フ）第１３３１号
京都府宇治市槇島町本屋敷40番地の１　グリーンタウン槇島202棟206号
債務者　永富　　博
1　決定年月日時　平成21年12月15日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年２月９日まで
京都地方裁判所第５民事部破産係

平成２１年（フ）第１８３２号
京都府宇治市槇島町十一12番地の７
債務者　上川　　守
1　決定年月日時　平成21年12月15日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年２月９日まで
京都地方裁判所第５民事部破産係

平成２１年（フ）第１９４７号
京都府向日市上植野町北淀井５番地の31
債務者　味洛堂こと　市岡　義朗
1　決定年月日時　平成21年12月15日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年２月９日まで
京都地方裁判所第５民事部破産係

平成２１年（フ）第１９８２号
京都市伏見区下鳥羽北ノ口町27番地　市営住宅818
債務者　峯田　奈美
1　決定年月日時　平成21年12月15日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年２月９日まで
京都地方裁判所第５民事部破産係

平成２１年（フ）第１９８３号
京都市上京区油小路通一条上る元百万遍町554番地１　１ｓｔ．メイフラワー402号
債務者　澤田　友美（旧姓澤井）
1　決定年月日時　平成21年12月15日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年２月９日まで
京都地方裁判所第５民事部破産係